

区立住宅

区立高齢者住宅

区営住宅

入居者募集



区立住宅

主に中堅所得世帯の方を対象とする住宅です。

申し込み資格

区内在住であること、または区内に2親等以内の親族が居住していること、同居親族がいることなど

区立高齢者住宅

満65歳以上(昭和36年6月30日以前の生まれ)の1人暮らし、または高齢者夫婦など(2人世帯高齢者)の世帯を対象とする住宅です。

申し込み資格

区内に引き続き3年以上居住していること、自立して日常生活を営めることなど

区営住宅

主に低所得世帯の方を対象とする住宅です。

申し込み資格

区内在住であること、所得基準内であることなど

共通

募集する住宅と戸数

HPまたは申し込みのしおりをご確認ください。

しおりの配布期間

6月15日～29日の平日

配布場所

区役所5階住宅課、各特別出張所他、HPでダウンロード可

◎6月28日(日)は区役所1階でのみ配布します。

申 HPまたは郵送で申し込む。

・HPの場合

6月29日午後5時まで

・郵送の場合

7月6日(必着)までに晴海郵便局に郵送。

◎申し込みは、HP・郵送合わせて各住宅区分1世帯につき1通です。

問住宅課住宅管理係

☎(3546)5467

詳しくは区HPへ



ブロック塀などの

点検をお願いします

平成30年の大阪府北部地震では、大阪府高槻市において、震度6弱の揺れでブロック塀が倒壊し、歩行者が死亡する事故が発生しました。

ブロック塀などを所有・管理されている方は、倒壊事故の防止にご協力をお願いします。

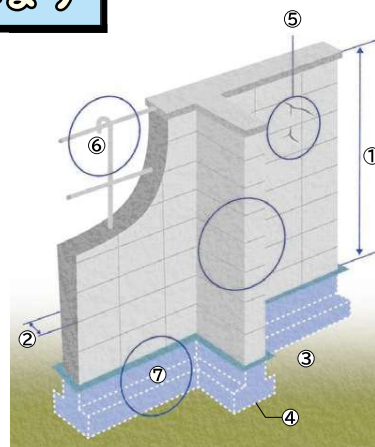
ブロック塀の点検チェックポイント

以下のチェックポイントの項目について、外観から点検し、塀の状態や倒壊などの危険性がないかご確認をお願いします。鉄筋や基礎の根入れなどの詳細を調べる場合は、建築士などの専門家にご相談ください。

問建築課耐震化推進係

☎(3546)5459

詳しくは区HPへ



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会2013.1より一部改

チェックポイント!

外観で①～⑤をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう

□① 塀は高すぎないか?

◎塀の高さは地盤から2.2m以下であること

□② 塀の厚さは十分か?

◎塀の厚さは10cm超であること(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上必要)

□③ 控え壁はあるか?

◎塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控え壁があること(塀の高さが1.2m超の場合のみ)

□④ 基礎があるか?

◎コンクリートの基礎があること

□⑤ 塀は健全か?

◎塀に傾き、ひび割れがないこと

(以下項目については専門家に相談しましょう)

□⑥ 塀に鉄筋が入っているか?

◎塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されていること。また、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされていること

□⑦ 基礎の根入れ深さは30cm以上か?

(塀の高さが1.2m超の場合のみ)

区の情報公開制度・個人情報保護制度

情報公開制度

皆さんからの求めに応じて、区政に関するさまざまな情報を開示する制度です。

条例では、区政情報の開示を請求する区民の権利を明らかにし、区政情報の範囲や請求の方法、開示手数料、審査請求の手続きなどを定めています。

令和7年度の区政情報開示の処理状況は、別表1のとおりです。

その他、区役所地下1階の情報公開コーナーでは、区が発行した刊行物などの行政資料の閲覧や貸し出しの他、有償刊行物の販売も行っています。

個人情報保護制度

区が区民の皆さんなどの個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、区が管理する個人情報の開示や訂正、利用停止を請求する権利を保障することで、区民の皆さんの権利利益を保護するための制度です。

保有個人情報の開示請求について

区民の皆さんのプライバシーを守るため、どなたでも、区が保有する自分自身の個人情報についての開示を請求することができます。

ただし、開示請求者以外の個人情報や法人などの事業に関する情報で、開示することにより、当該個人や法人などの権利など正当な利益を損なう恐れがあるものなどは、請求に応じられないことがあります。

令和7年度の開示請求などの処理状況は別表2のとおりです。

請求の際は運転免許証やパスポートなどの本人

確認書類をお持ちの上、区役所地下1階の情報公開コーナーにお越しください。

また、郵送による請求も受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

別表1 (令和8年3月末現在)

請求件数	1,925 件
開示	747 件
部分開示	1,018 件
不開示	136 件
存否応答拒否	0 件
取下	24 件

個人情報の取り扱い状況について

個人情報を取り扱う事務は、その利用目的、内容などを記載し、登録を行います。また、登録した目的以外で個人情報を利用したときや、外部への提供をしたときは、理由などを記載した記録票を作成しています。

別表3

項目	区長	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	議会	計
事務の登録(※)	288 件	28 件	4 件	1 件	9 件	330 件
個人情報ファイルの登録	410 件	30 件	37 件	0 件	0 件	477 件
外部委託	333 件	16 件	1 件	0 件	1 件	351 件
個人情報の目的外利用	74 件	9 件	0 件	0 件	1 件	84 件
個人情報の目的外提供	160 件	1 件	0 件	0 件	0 件	161 件

※件数は、個人情報取扱事務登録簿の件数です。

別表2 (令和8年3月末現在)

請求件数	187 件
開示	49 件
部分開示	73 件
不開示	42 件
存否応答拒否	2 件
不訂正	3 件
不停止	4 件
取下	14 件

(令和8年3月末現在)

登録簿および記録票はどなたでも閲覧できます。事務の登録などの状況は別表3のとおりです。

問総務課情報公開係

☎(3546)5291



詳しくは区HPへ